

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



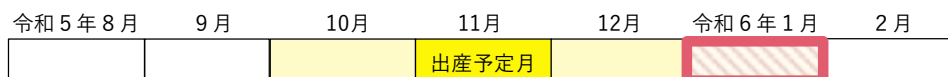
※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※保険税課税限度額に達している世帯については、免除を適用しても保険税額が変わらない場合があります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ③ 個人番号の分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ④ 母子健康手帳

※郵送での申請の場合、②③は両面のコピー、④は表紙・出産予定日の分かるページのコピーを添付してください。

※市で出産の事実が確認できれば職権による減額を行う場合がありますが、確認できない場合は減額できませんので必ず申請してください。

## 問い合わせ先

鹿児島県指宿市役所 TEL 0993-22-2111

届出に関すること	健康福祉部	国保介護課	健康保険係（③番窓口）	内線284・285・286
保険税に関すること	市民生活部	税務課	保険税係（⑦番窓口）	内線224・225